

第5部 分野別の共生と合理的配慮

第1章 生活環境における共生

趣旨

障害の有無にかかわらず、地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を目指します。

施策の展開

1 安全に安心して生活できる住環境の整備

- ① グループホームの整備を推進します。
- ② 居住サポートを充実します。
- ③ 障害に対する理解啓発を推進します。

2 移動しやすい環境の整備

- ① 障害のある人が通行しやすい道路環境の整備を推進します。
- ② 公共交通のバリアフリー化を推進します。
- ③ 交通安全の啓発を推進します。

3 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

- ① 住宅のバリアフリー化を推進します。
- ② 学校や公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ③ 公園・緑地のバリアフリー化を推進します。

4 地域福祉活動の推進

- ① 民生委員・児童委員の機能強化を図ります。
- ② 福祉協力員を全市的に設置し見守り活動を推進します。
- ③ 障害者相談員（身体・知的）によるきめ細やかな相談を実施します。
- ④ 白山市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会活動を充実します。
- ⑤ 地域における見守り・支援体制づくりを充実します。
- ⑥ 関係機関、団体等との連携強化を図ります。

施策の展開

5 ボランティア活動の推進

- ① ボランティア活動を充実します。
- ② 白山市市民活動・ボランティアセンターの機能強化を図ります。
- ③ ボランティア活動のネットワーク構築を図ります。
- ④ 専門ボランティアの育成や確保に努めます。

1 安全に安心して生活できる住環境の整備

(1) 現状・課題（社会的障壁）

障害のある人も障害のない人も、地域で安全に安心して暮らし、共に生きるために、「住まい」は基本であり、非常に大切なものです。

市内には、社会福祉法人等が運営するグループホームが20か所あり、102人の障害のある人が生活できる環境にあります。（平成29年10月現在）

しかし、その一方で長期の入院や施設入所から退院、退所した後、地域での生活を希望する障害のある人や、親元を離れ独立して生活を始める障害のある人、または親の高齢化により家族との同居が困難になった障害のある人が、安心して住むことができる住宅、アパート、グループホーム等の「住まい」を確保できていないという課題があります。（例えば、グループホーム開設予定地の地域住民からの反対意見があり開設が滞る、賃貸住宅、アパートなどの管理者が障害のある人の入居受入れに消極的であることなど。）

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①グループホームの整備を推進します。	○日中、一般就労に従事していたり、生活介護、就労継続支援等の障害福祉サービスを利用していたりする障害のある人が、自らの意思に基づき、地域での生活ができるよう、グループホームの充実を引き続き推進します。 ○グループホームの必要性を広く市民に啓発とともに、グループホーム開設に反対する近隣住民に対しては、障害の特性を理解していただき、障害のある人が地域で暮らすこと（共生）の重要性を啓発します。

	<p>○第5期白山市障害福祉計画に共同生活援助の提供体制の充実を盛り込み、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の利用を推進します。</p>
②居住サポートを充実します。	<p>○障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、相談支援専門員が不動産業者に対し物件のあっせん依頼を行うなどの住宅入居等の支援を行います。</p> <p>○入居者（知的、精神等）に対する、夜間を含めた緊急時の相談支援体制や関係機関との連絡体制の整備を図ります。</p> <p>○市営住宅については、障害のある人への入居など居住支援施策を継続していきます。</p> <p>○屋根融雪化等促進事業、要援護者住宅屋根雪下ろし等支援事業、屋根雪下ろし業者団体等の紹介等、障害のある人が安全に安心して暮らせる雪害対策の支援を行います。</p>
③障害に対する理解啓発を推進します。	<p>○障害のある人（特に知的、精神）との関わり方や障害の特性を理解するための研修会を開催し、どうすれば障害のある人が賃貸住宅やアパートを借りることができるのかなどを検討します。</p>



2 移動しやすい環境の整備

(1) 現状・課題（社会的障壁）

障害のある人が、障害のない人と同じように移動できることは、地域で暮らし社会参加をする上において非常に重要です。

本市では、これまで歩道の段差や傾斜の改善、幅員確保の整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置を進め、安全な歩行空間の整備と確保に努めてきました。

また、路線バスやコミュニティバスに低床バス（ノンステップバス）の導入を進め、障害のある人の乗り降りに配慮してきました。

しかし、路線バスやコミュニティバスの通っていない地域がある、便数が少ない、JR駅構内がバリアフリー化されていない、またバリアフリー化された駅構内であっても障害の特性が考慮されていないなど、障害のある人が積極的に利用しづらい面があります。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
① 障害のある人が通行しやすい道路環境の整備を推進します。	○障害のある人が安心して移動できるスペースを確保するため、道路は、 ア 幅の広い歩道の整備 イ 歩道内の段差や傾斜の激しい箇所の改善 ウ 視覚障害者誘導用ブロックの整備 エ 安全対策のためのバリアフリー対応型信号機の整備 オ 見やすく分かりやすい道路標識等の整備 カ 歩道や路肩等での道路占用物の集約のため、無電柱化をそれぞれ推進します。 ○障害のある人が安全で安心して車両の運転ができるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進します。 ○第2次白山市総合計画では、「平成28年4月から

	の障害者差別解消法の施行を受け、行政機関が合理的配慮を提供するという視点からも引き続き公共施設や道路、交通機関等のバリアフリー化を推進し、障害者をはじめ、すべての人々の移動や施設利用の利便性・安全性の向上の促進を図る。」こととしており、その推進に努めます。
②公共交通のバリアフリー化を推進します。	○通常の公共交通機関を利用することが困難な障害のある人の地域の実情に応じた移動手段について検討します。 ○路線バスなどの経路、時刻の表示、告知などが障害の特性に配慮したわかりやすいものになるよう、バス運営事業者に働きかけます。 ○移動に困っている障害のある人に対し、全ての市民が声かけを自発的に行い、「合理的配慮の提供」を行う機運を高めます。
③交通安全の啓発を推進します。	○障害のある人や高齢者等への交通安全意識の啓発を図るために、警察、障害者団体、障害者支援施設等、関係機関と連携し、交通安全教室を実施します。

3 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

(1) 現状・課題（社会的障壁）

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」などに基づき、市民や事業者の理解や協力を得ながら、公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を進めるとともに、安全な通行の確保を図っています。

また、これらの整備には、計画段階より障害のある人の意見を聴き、可能な範囲で意見を反映させる一方、整備後には障害のある人の意見や感想を聴き、さらなる改善を加え、障害のある人に配慮したまちづくりに努めることが大切です。

市の施設では、バリアフリー化が必要な施設があり、計画的な改修に努める必要があります。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①住宅のバリアフリー化を推進します。	<p>○住宅のバリアフリー化については、自立支援型住宅リフォーム制度や日常生活用具給付事業を通じ、どのような改修をすれば障害のある人が生活しやすいかと共に考え、支援を行います。</p> <p>○障害のある人が暮らしやすい住宅の整備を図るために、「生活福祉資金貸付事業」等の各種融資、助成制度の周知に努め、住宅のバリアフリー化を推進します。</p>
②学校や公共施設のバリアフリー化を推進します。	<p>○小・中学校や幼稚園の教育施設については、新築、大規模改造や改築時においてバリアフリー整備を行い、障害のある児童・生徒における学習環境の向上を図ります。大規模改造や改築が完了した学校においては、</p> <p>ア 多目的トイレ（車イス用、オストメイト用） イ エレベーター設置 ウ 手すりの設置 エ 段差解消等 が実施されています。</p> <p>○その他の公共施設については、建物の老朽化や必要性、費用対効果などを総合的に考慮し、障害のある人の視点やユニバーサルデザインの考え方方に立ち、共生社会に対応した駐車場を含む施設整備に努めるとともに、事業者にも働きかけます。</p>
③公園・緑地のバリアフリー化を推進します。	<p>○「白山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例」を制定し、公園のバリアフリー化に努めます。（都市公園の多目的トイレの設置について完了しました。）</p> <p>○新たに設置する公園については、障害のある人が安全・安心して快適に利用できるよう、入口やトイレ、水飲み場、傾斜などバリアフリー化に努めます。</p> <p>○既存の公園・緑地についても、今後の施設改修に併せバリアフリー化に努めます。</p>

4 地域福祉活動の推進

(1) 現状・課題（社会的障壁）

本市では、「思いやりのこころでつなぐ白山のKIZUNA～絆～」を基本理念とする第2次白山市地域福祉計画が平成29年4月にスタートしました。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりの実現のために、民生委員・児童委員、福祉協力員、障害者相談員（身体・知的）、ボランティアや市民団体、社会福祉協議会など各機関が連携を深め、持続的な支援をすることで、安全で安心した生活を送ることができます。

市民一人ひとりが共生のまちづくりの担い手であることを認識し、近隣住民による障害のある人に対する合理的配慮の提供をはじめ、支え合うまちづくりを推進していくことが大切です。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①民生委員・児童委員の機能強化を図ります。	○地域福祉の要として活動している民生委員・児童委員については、地域住民の生活状況の把握や見守り、相談など地域に根ざした活動の充実を図ります。また、障害に関する各種委員会等へ参画や地域に住む障害のある人の意見や要望を関係者等に届けてもらうことなどの機能強化を図り、共生のまちづくりをさらに推進します。
②福祉協力員を全市的に設置し、見守り活動を推進します。	○平成29年10月より、町内会の推薦により福祉協力員を設置しています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのため、福祉協力員は、地域で気になる人の見守り、災害時における要支援者の安否確認、ふれあいサロン等の地区社会福祉協議会事業の啓発や協力をいます。

③障害者相談員（身体・知的）によるきめ細やかな相談を実施します。	○障害のある人やその家族の相談などに応じる障害者相談員（身体・知的）を委嘱し、障害のある人と同じ目線で、よりきめ細やかな相談を実施します。
④白山市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会活動を充実します。	○障害福祉サービスや相談支援事業等の各種事業の推進体制を強化します。白山市社会福祉協議会の広報紙やホームページ等において積極的な情報提供を行うことで、福祉活動への住民参加を促します。 ○地区社会福祉協議会は、地域福祉の中核的な役割を担うものであり、市民参加のもと、町内会や民生委員・児童委員等との連携により、地区内の福祉課題やニーズに即した地域福祉活動を推進します。
⑤地域における見守り・支援体制づくりを充実します。	○住民相互の助けあいや交流の輪を広げ、支えあう地域社会づくりを目指し、障害のある人への訪問・声かけや除雪・排雪等の援助を行うなど、近隣住民による地域の見守り・援助体制づくりを推進します。
⑥関係機関、団体等との連携強化を図ります。	○市民や障害者支援施設等と地域課題を共有し、連携、協働による地域福祉活動の強化を図ります。



5 ボランティア活動の推進

(1) 現状・課題（社会的障壁）

地域で自立し、共生することなど地域福祉に関するニーズが多様化する中で、公的・制度的サービスだけでは限界があり、よりよく住みやすいまちづくりを進めるには、ボランティア活動の推進が不可欠となっています。

本市においても、ボランティア活動への関心が高まってきており、白山市社会福祉協議会で把握しているボランティア活動者数は、147 グループ、5,919 人となっています。

平成 29 年 10 月に、市民や市民団体等の市民活動、ボランティア活動の総合窓口として、福祉ふれあいセンターにある「白山市ボランティアセンター」を「白山市市民活動・ボランティアセンター（愛称：スマイルはくさん）」に改称し、様々な分野の市民協働による活力あるまちづくりを推進しています。

ボランティアに携わりたい人とボランティアを受けたいとの適切なマッチングを行うため、より充実した支援が必要です。

(2) 施策の展開（合理的配慮、環境整備、その他の支援）

方針	内容
①ボランティア活動を充実します。	○地域ごとのボランティア活動の拠点において、ボランティア活動に関する情報提供や講座、研修会等の開催を通じて、ボランティア活動に対する市民の意識の向上を図り、活動に関心のある市民の参加を促進します。また、ピアカウンセリング（同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として行うカウンセリング）など、障害のある人によるボランティア活動の育成、支援に努めます。

②白山市市民活動・ボランティアセンターの機能強化を図ります。	○ボランティア活動に関する情報提供、相談、交流会の開催、担い手の発掘・育成、担い手と受け手を結びつけるコーディネート体制の整備など、白山市市民活動・ボランティアセンターの機能充実を図り、市民のボランティア活動を積極的に支援します。
③ボランティア活動のネットワーク構築を図ります。	○白山市市民活動・ボランティアセンターを中心とするネットワークづくりを進め、ボランティア連絡協議会、ボランティアグループ、団体等との連携を図ります。
④専門ボランティアの育成や確保に努めます。	○白山市社会福祉協議会や地区公民館、学校等におけるボランティア養成講座、福祉共育啓発事業を充実し、ボランティアの育成・確保に努めます。特に、手話や要約筆記、音訳・点訳、朗読のボランティア、外出介助を行うボランティア、メンタルヘルスサポートなど専門的な技術を必要とするボランティアの育成や確保に努めます。

